

駅前なかよし保育園第2重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 育美会
代表者氏名	理事長 萩生田 明男
法人の所在地	東京都八王子市別所一丁目9番3
法人の電話番号	042-670-1154
定款の目的に定めた事業	保育所

2 事業の目的

事業の目的	利便性の良いこの立地に保育所施設の運営を継続することで、この地域に居住する人々の子育てを支援して行くことを目的としています。
運営方針	自然と文化の調和の取れた環境の中で、子どもたちの健康と安全を守り保育園の生活を通して、子どもの情緒の安定と子ども自身の内に秘めている可能性や個性を十分に引き出し、希望に満ちた未来を自ら創り出す力をもつことができるようその基盤を培うことを目標としています。

3 保育所の概要

名 称	駅前なかよし保育園第2				
所 在 地	東京都八王子市堀之内三丁目30番7				
保育所開設年月日	平成27年4月1日				
電話・FAX番号	電話 042-674-1154 FAX 042-674-0050				
施設長氏名	萩生田 正明				
入所定員（年齢別）	定員数 120名／弾力運用定員 150名 （3歳児40名、4歳児40名、5歳児40名）				
職 員 体 制		常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
	施設長	1名	施設長1名	—	—
	保育従事者	10名	保育士10名	—	—
	調理師	1名	調理師1名	—	—
	栄養士	2名	栄養士2名	—	—
	看護師	0名	看護師0名	—	—
	事務員	1名		—	—
	保育従事者	13名	—		
取扱う保育事業の種類	月極保育・一時保育・延長保育・障碍児保育				
嘱 託 医	なかよしこどもクリニック 医師 朝長 香（ともながかおり）				

4 開所日・開所時間及び休所日

開 所 日	月曜日から土曜日
開 所 時 間	7：00から19：00まで
うち延長保育時間 (但し土曜日は除く)	18：00から19：00まで
休 所 日	年末年始、日曜日、祝日

5 施設の概要

敷地	当法人所有の土地		1 2 5 5 . 3 4 m ²
建物	R C 造 4 階建	延床面積	1 3 9 2 . 7 2 m ²
施設の内容	調理室	面 積	5 5 . 6 3 m ²
	保育室・遊戯室	面 積	4 8 5 . 6 4 m ²
	幼児用トイレ	個 数	1 5 個
	医務室	面 積	3 . 2 1 m ²
設備の種類	床暖房・エアコン・セキュリティシステム・防犯カメラ・自動通報設備他		
安 全 保 障	賠償責任保険加入		
そ の 他	屋外遊技場・なかよし農園施設		

6 保育計画

組・グループ	保育計画
3・4・5歳児	毎日の基本的生活習慣をしっかり身につけ、けじめを持ち、考えて行動できるよう補助し、また集団の中での協調性も身につけるよう関わってゆきます。 さらにいろいろな体験を通して強く生きる力を養ってゆきます。

7 年間行事予定

月	行事内容
4月	入園式、進級式、春期健診
5月	春のお歩き遠足、保護者会
6月	
7月	七夕祭り、プール開き、夏まつり
8月	
9月	
10月	運動会、親子お芋ほり、秋期健診
11月	保護者会
12月	おゆうぎ会
1月	お餅つき大会
2月	豆まき
3月	ひな祭り、卒園遠足、卒園式、終了式

8 毎日の保育の流れ

(1) デイリープログラム

	3・4・5歳児クラス
7:00 ～ 9:00	早朝保育
9:00 ～ 10:00	体操 朝の会（朝の歌、出欠席） 室内・戸外遊び
10:00 ～ 11:00	リトミック
11:00 ～ 12:00	昼食 お昼寝
13:00 ～ 15:00	起床 おやつ 自由遊び（室内・戸外）
16:00 ～ 18:00	順次降園 延長保育
19:00	閉園

(2) お散歩のコース

近隣にある別所公園などにお散歩に行きます。

9 昼食等について

昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、前月末に翌月の献立表をお配りします。
アレルギーへの対応	食物アレルギー等がありましたら事前にご連絡下さい。面談の上アレルギー対応食が必要なお子さまには医師の診断書に基づき除去食の対応を取らせていただきます。
衛生管理等	集団給食施設届を八王子保健所へ届出済みです。 水質検査を年1回実施します。 調理師及び保育士の健康チェックを行います。(O157・下痢・発熱・手指の傷・化膿等)

10 入園時に必要な書類

- (1) 児童票（住所・緊急連絡先）
- (2) 保健簿（健康状態等）
- (3) 重要事項承認書
- (4) 就業証明書（ご両親の在職証明書）
- (5) 健康保険証（コピー）
- (6) 乳幼児医療証（コピー）
- (7) 印鑑
- (8) その他

※ 上記必要書類は、入園日にご持参下さい。

11 保育所と保護者の連絡について

- 1) 乳幼児の保育所での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。
体温、食事、遊び、覚えたこと、挑戦していること、失敗したこと、排便状況など乳幼児の様子を保育所側はもちろんですが、保護者も家庭での様子をできるだけ詳細に記入するようにしてください。
- 2) 月に1回、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

12 職員会議・運営委員会について

職員会議は毎月4回、その他問題があった時には適宜開催し、子どもの状態や問題点などの共有化を行い適切な対応を行います。

運営委員会は、年4回外部委員・職員で運営委員会を開催し、保育内容、保育園の質的向上をめざし運営全般、改善事項等について話し合います。

13 健康診断等について

(1) 健康診断

全園児	入所時及び年2回の健康診断、嘱託医が検診します。検診の結果については、各児童の保健簿に記載します。
-----	---

(2) 身体測定

全園児	毎月1回身長・体重の測定を行います。結果については、各児童の保健簿に記載します。
-----	--

※その他、お子さまの日ごろの様子でご心配なことがありましたら保育所にご相談下さい。

14 料金

基本保育時間（月極保育）月曜日～土曜日（11時間開所）

八王子市役所の料金設定による。

*本園において提供する費用のうち、別表に掲げる費用がかかります。

項 目	使途、理由	金 額
物品購入費	製作等に伴う文房具他	640円～ 5,000円
行事参加費	行事に伴う費用の一部	1,000円～10,000円
給 食 費	副食材費の購入費用	6,000円

*延長保育料は15分につき250円（月額6,000円）

一時預かり保育料

	4時間まで	8時間まで
3 歳 児	2,100円	4,200円
4・5歳児	1,700円	3,400円

15 保育園のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合又は登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の午前8時30分までに御連絡願います。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、原則として臨時の延長保育扱いとなりますので、御連絡願います。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻疹（はしか）・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染にかかった場合は、別紙の登園停止期間を経過してから登園してください。
発熱のある場合について	熱が37.5度以上ある場合は、登園は控えてください。
投薬について	医療行為にあたるため原則として行いません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき行うことができます。必要がある場合は個別に御相談させていただきます。

*お迎えの方があらかじめ御連絡を頂いた方と違う場合は、お引き渡し致しかねますので必ず事前に御連絡ください。

16 賠償責任保険の加入

1事故につき	1人	引受保険会社
3億円(支払限度額)	3000万円	損害保険ジャパン日本興亜株式会社

緊急時の対応方法

- （1）保育中に容体の変化があったときは、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- （2）保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ当保育所が責任をもってしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

嘱託医	なかよしこどもクリニック 医師 朝長 香（ともながかおり）
	所在地 八王子市堀之内2-6-5 森本ビル201 電 話 042-679-6778
救急隊	所轄消防署名 八王子消防署由木分署
	所在地 八王子市下柚木542-8 電話 042-676-0119
警察署	所轄警察署名 南大沢警察署堀之内駅前交番
	所在地 八王子市南大沢1-8-3 電話 042-653-0110

17 非常災害時の対策

消防計画作成（変更）届出書	八王子消防署由木分署 平成27年3月1日届出 防火管理者 萩生田 正明
避難訓練	火災及び地震を想定した避難訓練を毎月1回実施します。
防災設備	誘導灯・非常放送・消火器・避難滑り台等
避難場所	別所ふれあい公園

* 防災訓練（火災・地震）不審者侵入時避難訓練等を様々な状況を想定して実施し、職員の的確な対応と子どもの安全に対する十分な認識を目指します。

* 不審者侵入防止のため、原則施錠し、カメラ付きインターホンで確認後、開錠することとしています。

18 虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合、その他認められる場合は児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携をし、必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

19 個人情報取り扱いについて

駅前なかよし保育園第1、第2（以下「当園」）では、お預かりした個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

（1）利用目的

当園は、収集した個人情報について、以下の目的のために利用いたします。

- ① 園児の健康管理のため
- ② 緊急連絡のため
- ③ 機関・医療機関などへの連絡調整のため

20 保育内容に関する相談・苦情

(1) 駅前なかよし保育園第2相談・苦情

相談・苦情受付担当者	萩生田 正哉(第2主任) 電 話 042-674-1154
相談・苦情解決責任者	萩生田 正明(第2施設長) 電 話 042-674-1154
第三者委員会	村松 茂 所在地 八王子市別所1-13-3 電 話 042-675-5500 熊澤 由紀 所在地 八王子市松木38-4 電 話 042-677-3376
受付方法	面接・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます。

(2) 園内に「みなさまの声」のご意見箱を設置しておりますのでご遠慮なくお聞かせください。